

目 次

○第1号（5月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
日程の追加	5
追加日程第1 各常任委員会と議会運営委員会の委員の辞任について	5
日程の追加	6
追加日程第2 議長の辞職許可について	6
日程の追加	7
追加日程第3 選挙第1号 議長の選挙	8
議長挨拶	9
日程の追加	10
追加日程第4 議席の指定	10
日程の追加	10
追加日程第5 副議長の辞職許可について	11
日程の追加	11
追加日程第6 選挙第2号 副議長の選挙	12
副議長挨拶	13
日程の追加	14
追加日程第7 第1 総務産業・文教厚生 各常任委員会委員の選任	14
追加日程第7 第2 議長の常任委員会委員の辞任について	16
追加日程第7 第3 議会広報常任委員会委員の選任	18
追加日程第7 第4 予算決算常任委員会委員の選任	19
追加日程第7 第5 議会運営委員会委員の選任	21

追加日程第7 第6 選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議

			員の選挙	23
日程第3	報告第1号		吉岡町土地開発公社の経営状況報告	24
日程第4	報告第2号		令和6年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書	26
日程第5	承認第1号		吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処 分の報告と承認を求めることについて	27
日程第6	承認第2号		吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 に係る専決処分の報告と承認を求めることについ て	29
			町長挨拶	31
			閉会	31

令和7年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和7年5月1日（木）

議事日程 第1号

令和7年5月1日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

（報告・質疑）

日程第 4 報告第 2号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書

（報告・質疑）

日程第 5 承認第 1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（提案・質疑・討論・表決）

日程第 6 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

（提案・質疑・討論・表決）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

追加日程第1 各常任委員会と議会運営委員会の委員の辞任について

追加日程第2 議長の辞職許可について

追加日程第3 選挙第1号 議長の選挙

追加日程第4 議席の指定

追加日程第5 副議長の辞職許可について

追加日程第6 選挙第2号 副議長の選挙

追加日程第7 第1 総務産業・文教厚生 各常任委員会委員の選任

追加日程第7 第2 議長の常任委員会委員の辞任について

追加日程第7 第3 議会広報常任委員会委員の選任

追加日程第7 第4 予算決算常任委員会委員の選任

追加日程第7 第5 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 第6 選挙第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

日程第 3 報告第 1 号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

(報告・質疑)

日程第 4 報告第 2 号 令和 6 年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書

(報告・質疑)

日程第 5 承認第 1 号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認
を求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 6 承認第 2 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告と承認を求めることについて

(提案・質疑・討論・表決)

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	深谷智洋君
健康福祉課長	一倉哲也君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	福島良一君
上下水道課長	永井勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢弘幸君

事務局職員出席者

事務局長	岸一憲	係長	関浩己
------	-----	----	-----

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、14名です。定足数に達していますので、令和7年第2回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さんおはようございます。

令和7年第2回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会が議員各位の出席の下、開会できますことに心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、本臨時会では、報告2件、承認2件、合計4件の案件を上程させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げますとともに、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（廣嶋 隆君） これより、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりでございますので、それをもって諸般の報告といたします。

これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において10番富岡大志議員、11番坂田一広議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議 長（廣嶋 隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は、配付の表のとおりです。

日程の追加

議 長（廣嶋 隆君） 日程第3に入る前に、各委員会の委員から辞任願が議長宛てに提出されておりますので、ここで議事日程（第1号の追加1）として、日程を追加し、各常任委員会と議会運営委員会の委員の辞任についてを議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩とします。

午前 9時32分休憩

午前 9時33分再開

議 長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

追加日程第1 各常任委員会と議会運営委員会の委員の辞任について

議 長（廣嶋 隆君） 追加日程1の第1、各常任委員会と議会運営委員会の委員の辞任についてを議題とします。

吉岡町議会委員会条例第10条第2項の規定によって、委員会条例第2条第1項の第1号から第4号までの各常任委員会及び委員会条例第3条の2の議会運営委員会のそれぞれの委員会の委員から辞任願が議長宛てに提出され、委員会条例第10条第2項のただし書きにより、これを許可しております。

ここでお諮りします。

委員会条例第2条第1項の第1号から第4号までの各常任委員会及び第3条の2の議会運営委員会委員の辞任を許可しましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

ここで暫時休憩とします。再開を9時40分とします。

午前 9時34分休憩

午前 9時40分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

ここで報告をいたします。

私は、この休憩中に吉岡町議会会議規則第93条第1項の規定にあります議長辞職願を副議長に提出させていただきました。

それでは、一旦、私は議席に戻り、議長の席を副議長と交代したいと思います。

〔副議長 飯塚憲治君議長席に着く〕

日程の追加

副議長（飯塚憲治君） それでは、再開します。

地方自治法第106条の規定により、私が暫時議長の職務を行います。議事進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

お諮りします。

この際、廣嶋議長の辞職の件を日程に追加し、議事日程（第1号の追加2）として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（飯塚憲治君） 異議なしの声がありました。異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させますので、その間、暫時休憩といたします。

午前 9時42分休憩

午前 9時43分再開

副議長（飯塚憲治君） それでは、会議を再開します。

この件は、廣嶋議長の一身上に関することありますので、地方自治法第117条の規定により、除斥といたします。

廣嶋議長は退席をお願いいたします。

〔議長 廣嶋 隆君退席〕

追加日程第2 議長の辞職許可について

副議長（飯塚憲治君） それでは、追加日程2の第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。事務局長に廣嶋議長の辞職願を朗読させます。

〔事務局長 岸 一憲君発言〕

事務局長（岸 一憲君） 朗読いたします。

辞職願。

このたび都合により、議長の職を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

令和7年5月1日。吉岡町議会副議長、飯塚憲治様。

吉岡町議会議長、廣嶋 隆。

以上でございます。

副議長（飯塚憲治君） ただいま議長の辞職願の朗読が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいまの朗読のとおり、廣嶋議長の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（飯塚憲治君） 異議なしの声が多数と認めます。したがって、廣嶋議長の辞職を許可することに決定いたしました。

廣嶋議員の入場を許可します。

〔14番 廣嶋 隆君入場〕

副議長（飯塚憲治君） 廣嶋議員に申し上げます。

議長辞職の件は、ただいま許可されましたので、告知いたします。

ここで、14番廣嶋議員より発言の申入れがありましたので、これを許可いたします。

廣嶋議員は、ご登壇の上、発言をお願いいたします。

〔14番 廣嶋 隆君登壇〕

14番（廣嶋 隆君） 議員の皆様、私のお願いをお聞きいただきまして、ありがとうございます。2年間、皆様のご協力、ご理解のもと、滞りなく議会運営ができましたこと、心より感謝申し上げます。これからは吉岡町に建設される渋川広域組合次期最終処分場を中心に活動していきたいと考えております。

2年間、誠にありがとうございました。

日程の追加

副議長（飯塚憲治君） ただいま、議長が欠けておりますので、直ちに、議長の選挙を行いたいと思います。

お諮りします。

議事日程（第1号の追加3）として、議長の選挙を議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（飯塚憲治君） 異議なしの声、大多数と認めます。異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩といたします。

午前 9時48分休憩

午前 9時49分再開

副議長（飯塚憲治君） それでは、会議を再開いたします。

追加日程第3 選挙第1号 議長の選挙

副議長（飯塚憲治君） 追加日程3の第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票によって行います。

議場の出入口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

副議長（飯塚憲治君） ただいまの出席議員数は、14名です。

それでは、立会人の指名をいたします。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番山崎守人議員、2番春山和久議員、3番藤多ゆかり議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（飯塚憲治君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名で行います。投票に当たっては、被選挙人の氏名まで記入するようにお願いいたします。

それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙を配付〕

副議長（飯塚憲治君） それでは、確認いたします。投票用紙の配付漏れはありませんか。全員、行き渡りましたでしょうか。声なしと認め、全員行き渡ったと確認いたしました。投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

副議長（飯塚憲治君） 皆さん異状ありませんでしたか。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼により投票〕

副議長（飯塚憲治君） いいですか。投票が終わったようですが確認いたします。投票漏れは

皆さんありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（飯塚憲治君） 投票漏れなしと確認いたします。投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人として1番山崎守人議員、2番春山和久議員、3番藤多ゆかり議員の開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

副議長（飯塚憲治君） それでは、吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票数11票、無効投票数3票です。

有効投票の内訳を発表いたします。

富岡大志議員 10票。

飯塚憲治議員 1票。

投票結果は、ただいま報告したとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、富岡大志議員が議長に当選いたしました。

それでは、選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（飯塚憲治君） ただいまの報告のとおり議長に当選されました富岡大志議員が議長に
おられますので、本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、当
選を告知いたします。

議長挨拶

副議長（飯塚憲治君） それでは、当選されました富岡大志議員には、登壇の上、議長就任挨拶をお願いいたします。

〔議長 富岡大志君登壇〕

議長（富岡大志君） 吉岡町議会議長に就任しました富岡大志です。

ご推挙をいただいたことに深く感謝し、職責の重さを痛感しております。

町の議会は、住民の皆様の生活に直結する重要な役割を担っています。そこで、住民の皆様に議会をより身近に感じていただき、自分事として捉えていただけるような議会を目指したいと思います。

今後は、皆様のご指導を仰ぎながら誠心誠意努めてまいります。どうぞよろしく

お願いします。

副議長（飯塚憲治君） ただいま議長当選受諾の挨拶がありました。

富岡大志議長、議長席にお着きをお願いいたします。

〔議長 富岡大志君議長席に着く〕

日程の追加

議長（富岡大志君） ここで、議席の変更をしたいので、議事日程（第１号の追加４）を追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認め、日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間暫時休憩とします。

午前１０時０５分休憩

午前１０時０６分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

ただいま配付しました議事日程（第１号の追加４）により会議を進めます。

追加日程第４ 議席の指定

議長（富岡大志君） 追加日程４の第１、議席の指定を行います。

それでは、吉岡町議会会議規則第３条第３項の規定により、議席を変更したいと思います。

それでは、私の議席を１４番とし、１０番を廣嶋 隆議員としたいと思います。

それでは、席の移動を行いますので、ここで休憩とします。再開を１０時１０分とします。

午前１０時０６分休憩

午前１０時１０分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

ここで報告をいたします。ただいまの休憩中に、吉岡町議会会議規則第９３条第１項の規定にあります副議長辞職願が飯塚副議長より提出され、受理いたしました。

日程の追加

議長（富岡大志君） お諮りします。

この際、飯塚副議長の辞職の件を日程に追加し、議事日程（第１号の追加５）として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認め、日程を追加いたします。

事務局に追加議事日程を配付させますので、その間暫時休憩します。

午前１０時１１分休憩

午前１０時１２分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

この件は、飯塚副議長の一身上に関するものでありますので、地方自治法第１１条の規定により除斥といたします。

飯塚副議長は退席をお願いします。

〔副議長 飯塚憲治君退席〕

追加日程第５ 副議長の辞職許可について

議 長（富岡大志君） 追加日程５の第１、副議長の辞職許可についてを議題とします。

事務局長に飯塚副議長の辞職願を朗読させます。

〔事務局長 岸 一憲君発言〕

事務局長（岸 一憲君） 朗読いたします。

辞職願。

このたび都合により、副議長の職を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

令和７年５月１日。吉岡町議会議長、富岡大志様。

吉岡町議会副議長、飯塚憲治。

以上でございます。

議 長（富岡大志君） お諮りします。

ただいまの朗読のとおり、飯塚副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。したがって、飯塚副議長の辞職を許可することに決定しました。

飯塚議員の入場を許可します。

〔９番 飯塚憲治君入場〕

議 長（富岡大志君） 飯塚議員に申し上げます。

副議長辞職の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

日程の追加

議長（富岡大志君） ただいま、副議長の席が空席となりましたので、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。

お諮りします。

議事日程（第1号の追加6）として、副議長の選挙を議題にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認め、日程を追加いたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩とします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

追加日程第6 選挙第2号 副議長の選挙

議長（富岡大志君） ただいま配付しました議事日程（第1号の追加6）により会議を進めます。

追加日程6の第1、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

議長（富岡大志君） ただいまの出席議員は、14名です。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名します。

4番大井俊一議員、5番秋山光浩議員、6番宮内正晴議員を立会人に指名したい
と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票に当たっては、被選挙人の氏名まで記入するようにお願いします。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙を配付〕

議長（富岡大志君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

議長（富岡大志君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼により投票〕

議長（富岡大志君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

これより開票を行います。

立会人として、4番大井俊一議員、5番秋山光浩議員、6番宮内正晴議員は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

議長（富岡大志君） それでは、吉岡町議会会議規則第32条第1項の規定によって、選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票数11票、無効投票数3票。

有効投票のうち、富岡栄一議員 11票。

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって、富岡栄一議員が副議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（富岡大志君） ただいまの報告のとおり、副議長に当選されました富岡栄一議員が議場におられますので、本席から、吉岡町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長挨拶

議長（富岡大志君） それでは、当選されました富岡栄一議員には、登壇の上、副議長就任挨拶をお願いします。

〔副議長 富岡栄一君登壇〕

副議長（富岡栄一君） ただいま、本議会におきまして、副議長に推挙いただきました富岡です。就任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。副議長の職の重責を感じ、身が引き締まる思いであります。今後、議員皆様のご支援、ご協力を賜り、富岡議長を補佐し、吉岡町のために力を尽くす所存でございます。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

議長（富岡大志君） 富岡栄一副議長、自席にお戻りください。

ここで休憩とします。再開を１０時４５分とします。

午前１０時２７分休憩

午前１０時４５分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

日程の追加

議長（富岡大志君） ここで各委員会の委員を選任したいので、議事日程（第１号の追加７）

として日程の追加をしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認め日程の追加をいたします。

事務局に追加議事日程を配付させます。その間、暫時休憩とします。

午前１０時４５分休憩

午前１０時４６分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

追加日程第７ 第１ 総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任

議長（富岡大志君） これより配付しました議事日程（第１号の追加７）により議事を進めます。

追加日程７の第１、総務産業・文教厚生各常任委員会委員の選任を議題とします。

吉岡町議会委員会条例第２条第１項の第１号、総務産業と第２号、文教厚生の各常任委員会の委員の選任については、委員会条例運用規程第２条の規定により、議長は、議員を第１号または第２号のうち、いずれかの常任委員会に選任するものとあります。また、その選任については、委員会条例第５条第２項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

そこでお諮りします。

これから私が委員の指名を行うに当たり、ただいまから所属希望調書を配付しますので、各議員におかれましては、希望する常任委員会を選んでいただき、その所属希望調書をもとに指名をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

それでは、事務局に所属希望調書を配付させますので、ここで暫時休憩とします。

〔事務局所属希望調書配付〕

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

所属希望調書について、説明をいたします。

所属希望調書のA欄に第1号か第2号のいずれか希望する委員会を選び、重複しないよう丸印を記入してください。また、B欄はこの際、第3号の議会広報常任委員会についてもお尋ねするものであり、B欄の第3号の委員会の所属を希望する場合には、丸印の記入をお願いします。

記入漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 事務局に所属希望調書を回収させます。

〔事務局所属希望調書回収〕

議長（富岡大志君） ただいま回収しました所属希望調書を基に、これから別室において正副議長で調整を行います。なお、調整の結果、各議員の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、ただいまから別室において調整を行いますので、ここで休憩とします。再開を11時5分といたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは、各常任委員会の委員を指名します。

最初に、総務産業常任委員会は、5番秋山光浩議員、7番小林静弥議員、8番富岡栄一議員、9番飯塚憲治議員、10番廣嶋 隆議員、11番坂田一広議員、13番小池春雄議員の7人です。

次に、文教厚生常任委員会は、1番山崎守人議員、2番春山和久議員、3番藤多ゆかり議員、4番大井俊一議員、6番宮内正晴議員、12番飯島 衛議員と私の7人です。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 1期生ともう少しバランス良くしたほうがいいんじゃないですか。総

務と文教を半々ぐらいに。余りにも偏り過ぎですよ。こう言ってはあれですが、議論が活発にならないですよ。審査が十分にできないですよ。もう少し考えたほうが良いと思うんですよ。こういう分け方は良くない。あまりにも偏り過ぎ。

議長（富岡大志君） 暫時休憩とします。

午前11時06分休憩

午前11時18分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは、改めまして、各常任委員の委員を指名します。

最初に、総務産業常任委員会は、4番大井俊一議員、5番秋山光浩議員、7番小林静弥議員、9番飯塚憲治議員、10番廣嶋 隆議員、11番坂田一広議員、13番小池春雄議員の7人です。

次に、文教厚生常任委員会は、1番山崎守人議員、2番春山和久議員、3番藤多ゆかり議員、6番宮内正晴議員、8番富岡栄一議員、12番飯島 衛議員と私の7人です。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員が総務産業・文教厚生の各常任委員会の委員に選任されました。

追加日程第7 第2 議長の常任委員会委員の辞任について

議長（富岡大志君） 追加日程7の第2、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

私は、文教厚生常任委員会に所属することになりましたが、私は議長職に専念したいため、吉岡町議会委員会条例運用規程第3条第1項の規定により、常任委員会の委員を辞任させていただきたいと思います。

この件については、一身上に関することでありますので、一旦、私は議席に戻りますので、議長席を副議長と交代します。

副議長、議長席をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

〔副議長 富岡栄一君議長席に着く〕

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

副議長（富岡栄一君） 会議を再開します。

地方自治法第166条の規定により、私が、暫時議長の職務を行います。

この件につきましては、富岡議長の一身上にすることとありますので、地方自治法第117条の規定により、除斥いたします。

富岡議長は退席をお願いいたします。

〔議長 富岡大志君退席〕

副議長（富岡栄一君） お諮りします。

富岡議長の申入れのとおり、常任委員会の委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 異議なしと認めます。よって、富岡議長の常任委員会の委員の辞任を許可することに決定いたしました。

富岡議長の入場を求めます。

〔議長 富岡大志君入場〕

副議長（富岡栄一君） 富岡議長に申し上げます。

常任委員会の委員の辞任の申入れは許可されましたので、告知いたします。

それでは、議長席を議長と交代しますので、ここで暫時休憩いたします。

〔議長 富岡大志君議長席に着く〕

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

ここで総務産業・文教厚生各常任委員会の構成が決まりました。

吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、総務産業・文教厚生各常任委員会を招集し、委員会条例第6条の規定により、各委員会において、委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いします。

それでは、総務産業常任委員会は、委員会室でお願いします。委員のうち、年長委員は、廣嶋 隆議員です。文教厚生常任委員会は、全員協議会室でお願いします。委員のうち、年長委員は、宮内正晴議員です。

直ちに協議をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 23 分休憩

午前 11 時 29 分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは、各委員会の年長委員から、正副委員長の互選の結果報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会の互選の結果について、廣嶋 隆議員、登壇の上、報告をお願いします。

〔10 番 廣嶋 隆君登壇〕

10 番（廣嶋 隆君） それでは、総務産業常任委員会の正副委員長の互選結果につきまして、委員長に飯島憲治議員、副委員長に秋山光浩議員と決定しましたので、ご報告をいたします。

議長（富岡大志君） すみません、聞き間違えました。申し訳ございません。はい、ご苦労さまでした。

10 番（廣嶋 隆君） すみません、ちょっと言葉がはっきりしなかったもので、改めて報告をさせていただきます。委員長に飯塚憲治議員、副委員長に秋山光浩議員と決定しましたので、ご報告をいたします。以上でございます。

議長（富岡大志君） ご苦労さまでした。次に、文教厚生常任委員会の互選の結果について、宮内正晴議員、登壇の上、報告をお願いします。

〔6 番 宮内正晴君登壇〕

6 番（宮内正晴君） 文教厚生常任委員会の正副委員長の互選結果につきまして、報告いたします。委員長、藤多ゆかり議員、副委員長、私、宮内正晴と決定いたしましたので、報告いたします。

議長（富岡大志君） ご苦労さまでした。以上の報告のとおり、総務産業・文教厚生各常任委員会の正副委員長が決定されました。

なお、委員長の就任の挨拶につきましては、各委員会の正副委員長が全て決まりましたら、それぞれ委員長に、副委員長の紹介も含めて、挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

追加日程第 7 第 3 議会広報常任委員会委員の選任

議長（富岡大志君） 追加日程 7 の第 3、議会広報常任委員会委員の選任を議題とします。

吉岡町議会委員会条例運用規程第 2 条第 2 項において、議会広報常任委員会委員は、総務産業・文教厚生各常任委員会から、少なくとも 1 人を選任するものとあります。

また、先ほどの所属希望調書を基に、吉岡町議会委員会条例第 5 条第 2 項の規定

により、議長が、会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

議長により指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。

それでは、議会広報常任委員会の委員を指名します。

1 番山崎守人議員、2 番春山和久議員、3 番藤多ゆかり議員、4 番大井俊一議員、
5 番秋山光浩議員、6 番宮内正晴議員、7 番小林静弥議員の7人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会の委員が選任されました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、議会広報常任委員会を招集し、委員会条例第6条の規定により、委員会において、委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いします。委員のうち、年長委員は、宮内正晴議員です。

直ちに委員会室で協議をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前11時34分休憩

午前11時38分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは、議会広報常任委員会の互選の結果について、宮内正晴議員、登壇の上、報告をお願いします。

〔6 番 宮内正晴君登壇〕

6 番（宮内正晴君） 議会広報常任委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長、小林静弥議員、副委員長、山崎守人議員と決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長（富岡大志君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、議会広報常任委員会の正副委員長が決定しました。

追加日程第7 第4 予算決算常任委員会委員の選任

議長（富岡大志君） 追加日程7の第4、予算決算常任委員会委員の選任を議題とします。

予算決算常任委員会の委員の選任は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮って、指名することになっております。

お諮りします。

議長により指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

それでは、予算決算常任委員会の委員を指名します。

1 番山崎守人議員、2 番春山和久議員、3 番藤多ゆかり議員、4 番大井俊一議員、5 番秋山光浩議員、6 番宮内正晴議員、7 番小林静弥議員、8 番富岡栄一議員、9 番飯塚憲治議員、10 番廣嶋 隆議員、11 番坂田一広議員、12 番飯島 衛議員、13 番小池春雄議員。以上の13人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よって、予算決算常任委員会の委員が選任されました。

ここで吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、予算決算常任委員会を招集し、委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いします。委員のうち、年長委員は、廣嶋 隆議員です。

直ちに委員会室で協議をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前11時40分休憩

午前11時46分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは、予算決算常任委員会の互選の結果について、廣嶋 隆議員、登壇の上、報告をお願いします。

〔10番 廣嶋 隆君登壇〕

10番（廣嶋 隆君） それでは、予算決算常任委員会の正副委員長の互選結果につきましては、委員長に小池春雄議員、副委員長に春山和久議員と決定しましたので、ご報告いたします。

議長（富岡大志君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、予算決算常任委員会の正副委員長が決定しました。

追加日程第7 第5 議会運営委員会委員の選任

議長（富岡大志君） 追加日程7の第5、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会委員の選任は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

議長により指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よってそのとおり決めます。

それでは、議会運営委員会委員を指名します。

3番藤多ゆかり議員、7番小林静弥議員、9番飯塚憲治議員、10番廣嶋 隆議員、12番飯島 衛議員、13番小池春雄議員の6人です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員が選任されました。

ここで、吉岡町議会委員会条例第7条の規定により、議会運営委員会を招集し、委員会条例第6条の規定により、正副委員長互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。委員のうち、年長委員は、廣嶋 隆議員です。

直ちに委員会室で協議をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

午前11時49分休憩

午前11時52分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

それでは、議会運営委員会互選結果について、廣嶋 隆議員、登壇の上、報告をお願いします。

〔10番 廣嶋 隆君登壇〕

10番（廣嶋 隆君） それでは、議会運営委員会正副委員長互選結果につきまして、委員長に廣嶋 隆議員、副委員長に飯島 衛議員を決しましたので、ご報告をいたします。

議長（富岡大志君） ご苦労さまでした。

以上の報告のとおり、議会運営委員会正副委員長が決定しました。

それでは、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長が決定しましたの

で、各委員会の委員長から副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いします。

最初に、議会運営委員会委員長、登壇の上、お願いします。

〔議会運営委員会委員長 廣嶋 隆君登壇〕

議会運営委員会委員長（廣嶋 隆君） このたび、議会運営委員会委員長に就任いたしました廣嶋でございます。しっかりと職責を全うしていきたいと思いますので、皆様のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

委員長には、廣嶋 隆、副委員長には、飯島 衛議員が、決定いたしました。以上でございます。

議長（富岡大志君） 次に、総務産業常任委員会委員長をお願いします。

〔総務産業常任委員会委員長 飯塚憲治君登壇〕

総務産業常任委員会委員長（飯塚憲治君） それでは、私、飯塚です。総務産業常任委員会の委員長に選出されました。

それから、副委員長には、秋山光浩議員が選出されました。この2人を紹介いたします。

2人合わせてですね、ペアで、これから議会のスムーズな運営、それから、吉岡町のさらなる発展に向けてですね、総務産業という立場で努力してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（富岡大志君） ありがとうございます。続いて、文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 藤多ゆかり君登壇〕

文教厚生常任委員会委員長（藤多ゆかり君） このたび、文教厚生常任委員会委員長を務めさせていただくことになりました藤多ゆかりです。副委員長には、宮内正晴議員をお願いいたします。まだまだ経験も浅く、皆様のお力が必要です。しかし、委員長をお受けしましたからには、誠心誠意務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 続きまして、議会広報常任委員会委員長をお願いします。

〔議会広報常任委員会委員長 小林静弥君登壇〕

議会広報常任委員会委員長（小林静弥君） このたび、議会広報常任委員会委員長を仰せつかりました小林静弥です。副委員長は、山崎守人議員です。町民に開かれた議会だよりの作成、また、内容もそれからフォルムもですね、外観も、前委員長の改革を踏襲しつつ、さらに進めていければと考えております。

議員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（富岡大志君） 最後に、予算決算常任委員会委員長、お願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員会委員長（小池春雄君） 予算決算常任委員会委員長に選任されました小池です。副委員長に春山和久さんが就任しました。どうぞよろしくお願いします。

議長（富岡大志君） ここで休憩とします。再開を午後１時とします。

午前１１時５８分休憩

午後 １時００分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

追加日程第７ 第６ 選挙第３号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議長（富岡大志君） 追加日程７の第６、選挙第３号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を議題とします。

このたび、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の議員である廣嶋議員と飯塚議員は、同組合議会議長に議員辞職願を提出し、これを受理されております。辞職願を提出された２名のうち１名は組合同規約第６条で、「町議会の議長を充てる」となっておりますので、残る１名について、組合同規約第７条の規定によって、これから選挙を行います。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員選挙であります。選挙の方法について、いかがしたらよろしいでしょうか。

〔１３番 小池春雄君発言〕

１３番（小池春雄君） 議長による指名推薦で。

議長（富岡大志君） ただいま、指名推薦との声がありました。

議長において、指名を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしの声がありました。それでは、議長において指名いたします。

１０番廣嶋 隆議員。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認め、決定いたしました。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました廣嶋 隆議員が議長におられますので、本席から吉岡町議会会議規則第３２条第２項の規定により当選の告知をします。

議事日程（第１号）に戻り、会議を進めます。

日程第3 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議長（富岡大志君） 日程第3、報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第1号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告について説明を申し上げます。

吉岡町土地開発公社の令和6年度の決算書、令和7年度予算、事業及び資金の計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

説明については、町土地開発公社から提出されました令和6年度吉岡町土地開発公社決算書、令和7年度吉岡町土地開発公社予算、事業計画及び資金計画により説明させていただきます。

まず、令和6年度の事業報告ですが、決算書の1ページをご覧ください。事業概要の総括事項について、令和6年度における吉岡町土地開発公社の事業としては、公有地取得事業の用地取得及び用地売却はありませんでした。経営の状況について、令和6年度決算は、収益的収支において収入980円、支出54万4,916円となり、差引き54万3,936円の損失を計上しました。

繰越準備金は、1,307万4,001円となります。

資本的収支につきましては、収入ゼロ円、支出ゼロ円となり、差引きゼロ円となりました。

続きまして、3ページをご覧ください。収益的収入及び支出について説明いたします。決算額のみ読み上げとさせていただきます。

収益的収入について、（1）事業収益は0円となっております。（2）事業外収益は980円で、内訳としましては、受取利息が980円となり、収益的収入の合計は980円となります。

次に4ページをご覧ください。収益的支出について、1、事業原価は執行がありませんでした。2、販売費及び一般管理費は54万4,916円となっております。内

訳は事務経費です。3、事業外費用、4、特別損失、5、予備費は、執行がありませんでした。以上により、収益的支出の合計は54万4,916円となります。

続いて、5ページをご覧ください。資本的収入及び支出について、こちらは収入支出ともにゼロ円となっております。

6ページをご覧ください。損益計算書についてご説明いたします。3、販売費及び一般管理費は54万4,916円で、内訳は先ほどご説明したとおりです。事業総利益ゼロ円から販売費及び一般管理費を差し引きますと、事業損失は54万4,916円となります。4、事業外収益は、(1)受取利息が980円のみとなります。5、事業外費用はゼロ円となります。事業損失に事業外収益を加算し、そこから事業外費用を差し引くと、経常損失が54万3,936円となります。特別利益、特別損失、予備費はありませんので、当期純損失及び当期損失は54万3,936円となります。

続いて、7ページをご覧ください。貸借対照表についてご説明いたします。最初に資産の部ですが、1、流動資産は、現金及び預金の1,807万3,999円のみとなります。現金及び預金の内訳ですが、10ページに明細がございますので、ご覧ください。

こちらは、現金及び預金明細表になります。現在、現金は保有しておりません。普通預金が、群馬銀行吉岡支店に107万2,999円、北群渋川農業協同組合南支店に1,000円、定期預金が北群渋川農業協同組合南支店に1,700万円となっております。

7ページにお戻りいただき、資産の部をご覧ください。2、固定資産は、有形固定資産の残存分が2円となっており、これはマイクロバス2台分の計算です。これと流動資産を合わせまして、資産の部の合計は、1,807万4,001円となります。

次に、負債の部はゼロ円となっております。

続いて、資本の部ですが、1、資本金の(1)基本財産が500万円です。こちらは設立団体である町からの出資金となっております。2、準備金は、(1)前年度繰越準備金が1,361万7,937円。(2)当期純損失が54万3,936円で、準備金合計は1,307万4,001円となります。これと資本金合計を合わせまして、資本合計は1,807万4,001円となります。これにより、負債の部ゼロ円、資本の部1,807万4,001円となり、負債・資本の合計が資産の部の合計と一致しています。

なお、8ページには、キャッシュフロー計算書、9ページには、財産目録、11ペ

ージには、有形固定資産明細表と資本金明細表、12ページには、事業収益明細表、13ページには、事業原価明細表が添付されております。

そして、決算書の最後のページには、4月14日に実施された監査報告として、適正に処理されていたことを認める意見書が添付されております。決算書の説明については以上となります。

続きまして、令和7年度の予算、事業計画及び資金計画について説明いたします。2ページをご覧ください。第2条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入は1,000円、収益的支出は80万4,000円で、差引き80万3,000円の損失が見込まれております。第3条では、資本的収入及び支出の予定額を定めておりますが、令和7年度当初では、公有地取得事業を予定していないため、資本的収入額及び3ページに進みまして、支出額ともにゼロ円となっております。

なお、第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額については、借入れの予定がないため、ゼロ円となっております。

続いて、4ページをご覧ください。上段が事業計画、下段が資金計画となります。事業計画については、本年度は事業予定がないため、各項目の記載はございません。資金計画ですが、受入資金は、受取利息1,000円と、前年度繰越金1,797万1,000円で、受入資金合計は1,797万2,000円となります。支払資金は、販売費及び一般管理費70万4,000円と予備費10万円で、支払資金の本年度予定額は80万4,000円となり、受入資金から支払資金を差し引いた額が1,716万8,000円となります。

なお、予算及び計画は、決算見込額に基づき作成しているため、先ほど説明いたしました令和6年度決算書に記載された額とは異なる部分がございますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、予算説明書の内容については、説明を割愛させていただきます。以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は、報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第2号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書

議長（富岡大志君） 日程第4、報告第2号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計

算書を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第2号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

令和6年度下水道事業に係わる繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

2ページの繰越計算書をご覧ください。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額となります。1款資本的支出1項建設改良費、事業名、管渠新設工事、予算計上額6,922万2,000円。翌年度繰越額は、同額の6,922万2,000円で、財源内訳は、企業債6,670万円、損益勘定留保資金252万2,000円でございます。

これは、工事の変更に伴い増額補正を行った影響により、一部工事の発注時期が遅れたため、4工区分の工事請負費の繰越しを行うものであります。

工事内容としまして、下水道供用開始区域の拡大に向けた新設管渠の布設工事で、工事場所の内訳は、上野田地区が2工区、大久保道城辺玉地区が2工区となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議 長（富岡大志君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は、報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（富岡大志君） 日程第5、承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日付けで施行されることに伴い、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたため、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔税務会計課長 福島良一君発言〕

税務会計課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書の概要欄をご覧ください。1の軽自動車税の新たな区分基準の追加、第82条第1号関係になります。これは、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直し、新基準原付の追加に伴う税率の区分改正に伴うものです。

次に、2の軽自動車税種別割の減免、（1）軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し、新基準原付の追加に伴う減免申請書の記載事項に係る規定等の整備をするものでございます。これは、第89条第2項第5号関係になります。（2）マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の掲示義務に係る規定等を整備するものです。これは、第90条第2項及び新第90条第3項関係になります。

続きまして、3の大規模の修繕等が行われたマンションに係る税額の減額措置の新設、附則の第10条の3関係になります。これは、特定マンションに係る特例について、申請書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとするものとなります。

4は技術的改正。（1）は、条項ずれ対応。アは、改正法の施行に伴う条項ずれ対応を行ったもので、第36条の2第9項、第89条第2項、附則第10条の2第16項及び新附則第10条の4関係となります。イは、本条例の改正に伴う条項ずれ対応を行うもので、新附則第10条の3第14項から第16項関係となります。

（2）は、字句の整理、第90条第2項関係ですが、その他字句の整理を行ったものでございます。

次に、5、施行期日は、令和7年4月1日となります。なお、経過措置として、（2）固定資産税に関する経過措置といたしまして、令和6年度分までの固定資産税については、従前の例によることとされました。（3）軽自動車税に関する経過措置といたしましては、令和6年度分までの軽自動車税については、従前の例によ

ることとされました。

最後に、専決処分日ですが、令和7年3月31日です。以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議案となっています承認第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（富岡大志君） 日程第6、承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき、議会に報告

し、承認を求めるものでございます。

その他詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書の概要欄をご覧ください。1の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、第2条第2項及び第3項関係につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げるもので、高所得者に負担を求め、保険税負担の公平性の確保等を図るものであります。

次に、2の5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正、第23条第1項同項第2号及び第3号関係につきましては、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるもので、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象世帯を拡大するものであります。

次に、3、施行期日等の1として、施行期日は、令和7年4月1日でございます。また、2として、適用区分は、この条例による改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、改正前の国民健康保険税の額とするものです。

最後に、4、専決処分日は、令和7年3月31日です。以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（富岡大志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告と承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願
います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。よって、承認第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、令和7年第2回臨時会の日程が全て終了しました。

町長挨拶

議長（富岡大志君） 閉会の前に町長の発言の申入れを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和7年第2回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げ
ます。

本日は、上程案件について、可決いただきまして大変ありがとうございました。
厚く御礼申し上げます。

また、十分な協議のもと、正副議長及び各常任委員会の構成が決まり、新たな体
制が整いましたことを心からお祝い申し上げます。5月に入り、爽やかな気候とな
ってまいりました。新緑が美しく花々は咲き誇るこの時期は、私たちにとっても新
たなスタートを象徴するものとなります。今年のゴールデンウィークは、飛び石連
休となり、ゴールデンウィークに入ったという実感は余り湧きませんが、まだ後半
の4連休が残っております。ぜひこの機会にしっかり心と体のリフレッシュを図っ
ていただければ幸いに存じます。

結びになりますが、議員皆様には、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、閉
会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になりました。ありが
うございました。

閉 会

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、令和7年第2回吉岡町議会臨時会を閉会いたしま
す。ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会旧議長 廣 嶋 隆

吉岡町議会議長 富 岡 大 志

吉岡町議会旧副議長 飯 塚 憲 治

吉岡町議会副議長 富 岡 栄 一

吉岡町議会議員 富 岡 大 志

吉岡町議会議員 坂 田 一 広